

静岡大学情報公開に関する開示・不開示の審査基準

平成 29 年 10 月 18 日

本学に法人文書の開示請求があったときは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）」（以下「情報公開法」という。）により、開示に係る法人文書に次のいずれかが記録されている情報（不開示情報）を除き、開示請求者に当該法人文書を開示する。

1 個人情報（情報公開法第 5 条第 1 号及び同条第 1 号の 2）

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）から、特定個人を識別することが可能な情報又は特定個人を識別することはできないが、公にすることによって個人の権利利益（名誉、感情などを含む。）を害するおそれがある情報

【不開示と考えられるものの例】

- ①職員及び学生の住所、電話番号、メールアドレス等
- ②人事選考関係資料（氏名、履歴等）
- ③健康診断及びカウンセリングの記録等
- ④懲戒処分関係情報（氏名、懲戒内容等）
- ⑤学生個人に関する情報（学籍（休・退学を含む）、成績、教育・生活相談等の記録、卒業後の就職先等）
- ⑥入試等の答案、合否判定資料等
- ⑦学生指導関係文書
- ⑧反省文
- ⑨進路指導関係文書（本人アンケート及び面接メモ）
- ⑩卒業論文、修士論文及び博士論文
- ⑪図書閲覧記録
- ⑫要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実その他不当な差別及び偏見が生じないように配慮するもの）

非識別加工情報又は非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号

【不開示と考えられるものの例】

- ①生体情報（DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈及び指紋・掌紋のデータ）
- ②旅券番号
- ③基礎年金番号
- ④運転免許証番号
- ⑤住民票コード

⑥マイナンバー

⑦各種保険証の番号等の公的機関が割り振る番号

注) 行政機関、独立行政法人及び国立大学法人から提供を受けたものを含む。

ただし、個人情報であっても、次の情報は開示する。

イ 法令の規定により、若しくは慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等であり、その職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の職及び職務遂行の内容に係る部分

【開示と考えられる個人情報の例】

イの例示

①研究者総覧

②叙勲・褒章受章者名簿

ロの例示

①医薬品の安全性等の研究に携わった研究者の個人情報で公にすることが必要と認められるもの

ハの例示

①文書に付された総務課長、総務係長等の職名

2 法人等情報（情報公開法第5条第2号）

法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報で、次に掲げるもの

イ 公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 本学の要請を受けて、公にしないという条件で任意に提供されたもので、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の公にしない等の条件を付すことが情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【不開示と考えられるものの例】

イの例示

①「民間等の共同研究」等に関し相手方から提供されたノウハウ

②工事請負者施工成績一覧

ロの例示

①企画立案の資料、アンケートの回答等で公にしないとの条件が付されたもの。ただし、法人等情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示する。

3 審議検討等情報（情報公開法第5条第3号）

国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部若しくは相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、次に掲げるもの

- イ 公にすることにより、素直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
- ロ 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
- ハ 特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【不開示と考えられるものの例】

イの例示

- ①報告、答申等の現在検討・審議中のものの記録
- ②学部、学科等改組で現在検討中のものの記録
- ③人事選考（採用、昇任等）の記録

ロの例示

- ①入試制度改革素案（出題科目変更案等）

ハの例示

- ①キャンパス移転候補地リスト（地方公共団体との交換文書等）
- ②機種選定や仕様策定に係る検討記録

4 事務又は事業支障情報（情報公開法第5条第4号）

事務又は事業に関する情報のうち、公にすることにより次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

- イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- ロ 犯罪の予防、鎮圧、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ハ 監査、検査、取締り、試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの
- ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人若しくは地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの
- へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ト 国、地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの

【不開示と考えられるものの例】

ロの例示

- ①麻薬、毒物、劇物、放射性物質等の毒性、危険性等の強い物質の受払い及び保管に関する情報
- ②ID、パスワード等のネットワークセキュリティー関係情報

ハの例示

- ①学部入試、推薦入試、大学院入試等の出題者名簿
- ②入試制度改革関係資料

ニの例示

- ①入札前の予定価格及び積算内訳書
- ②大学が当事者となっている訴訟に関する資料

ホの例示

- ①科学研究費補助金等申請書で採択前のもの又は不採択のもの

ヘの例示

- ①人事異動原案
- ②人事選考（採用、昇任等）関係資料
- ③勤務評定関係記録

附 則

この基準は、平成 29 年 10 月 18 日から施行する。